

# 「市町村の消防の広域化に関する基本指針」の一部改正について

## 消防・救急課

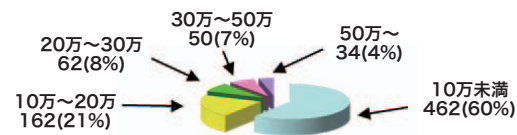
### 改正に至る経緯

消防庁において、消防力の強化による住民サービスの向上や消防に関する行財政運営の効率化と基盤の強化を図るため、平成18年に市町村の消防の広域化に関して消防組織法の改正が行われ、これに基づく「市町村の消防の広域化に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）が策定されました。

それ以来、消防組織法に基づき各都道府県において定められた推進計画により広域化の取組が進められたところですが、この取組により広域化を実現した消防本部では、人員配備の効率化と充実、消防体制の基盤強化を通じた住民サービスの向上等の成果が現れている状況にあります。また、その一方で、全体的な広域化の進捗は十分ではなく東日本大震災などの大規模災害リスクの高まりが指摘される状況等を踏まえ、今後の広域化の進め方について消防庁長官から第26次消防審議会に諮問がなされたところであり、これを受けて平成24年9月7日に消防審議会より「消防組織法第31条に基づく市町村消防の広域化に関する中間答申」が示されました。この中間答申では、広域化の取組を引き続き推進することが必要としつつ、今後は地域の特性・実情を尊重する見地から広域化に関する基本認識を見直すことが望ましいとされ、広域化の実現期限を5年程度延長し、地域の実情に応じたきめ細かな取組が必要とされました。

### 消防本部の現状

- 従前から（平成6年～）市町村の消防の広域化を推進
- 市町村合併の進展とともに、消防本部数は一定程度減少  
H3 936 → H6 931 → H12 907 → H19 807 → H24 791 → H25 770 (H25.4.1)
- 管轄人口規模別消防本部数（平成25年4月1日現在）



### 基本指針の改正について

第26次消防審議会の中間答申を受け、災害の大規模化・多様化等の消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、消防本部の一層の体制強化を図るため、地域の実情を尊重することを基本として、平成25年4月1日に基本指針の一部が改正されました。主な改正項目は下表のとおりです。

項目	改正後の基本指針	改正前の基本指針
広域化する際に目標とする消防本部の管轄人口規模	広域化対象市町村の組合せを検討する際には、30万の規模目標には必ずしもとらわれず、これらの地域の事情を十分に考慮する必要がある。	おおむね30万以上の規模を一つの目標とすることが適当
国・都道府県が支援の対象とする地域	（消防広域化重点地域） 広域化対象市町村の組合せを構成する市町村からなる地域のうち、 <u>広域化の取組を先行して重点的に取り組む必要があるものとして次に該当すると認めるものを都道府県知事が指定、国・都道府県の支援を集中的に実施。</u> ①今後、十分な消防防災体制が確保できないおそれがある市町村を含む地域 ②広域化の気運が高い地域	（広域化対象市町村） 都道府県が消防の現況、将来の見通しを勘案し、広域化を推進する必要があるものとして推進計画に位置づける市町村
広域化の実現の期限	平成30年4月1日 （5年程度延長）	平成24年度末

また、国の平成25年度予算成立に伴い、平成25年5月16日付けで改正後の基本指針に広域化に関する財政措置の内容が追加されました。



## 広域化支援対策

### 1. 財政措置

平成25年度については、下表のとおり、広域化に伴って必要となる経費に対して、ソフト・ハードの両面から総合的に財政措置が強化されています。

なお、平成26年度以降は、都道府県知事が指定する消防広域化重点地域の着実な広域化の実現を図るため、財政措置を消防広域化重点地域に重点化していく予定です。

### 消防の広域化に対する財政措置（平成25年度）

消防の広域化に伴って必要となる経費等に対して、ソフト・ハードの両面からの総合的な財政措置を強化。

#### 市町村分

##### 1. 消防広域化準備経費（拡充）

消防の広域化の準備に要する広域消防運営計画策定経費、広域化協議会負担金、協議会委員報酬、広報誌作成費及び住民意向調査費等の経費について特別交付税措置を講じる。

##### 2. 消防広域化臨時経費（継続）

消防の広域化に伴い臨時的に必要となる次の経費について特別交付税措置を講じる。

- ①消防本部・施設の統合、署所の再配置に伴う通信等施設・設備に要する経費
- ②本部の名称・場所の変更等に伴い必要となる経費
- ③業務の統一に必要となるシステム変更、統一規程の整備等に要する経費
- ④その他広域化整備に要する経費

##### 3. 消防署所等の整備

###### ○緊急防災・減災事業（拡充）

- (1) 広域消防運営計画等に基づき、必要となる消防署所等（一体的に整備される自主防災組織等のための訓練・研修施設を含む。）の増改築（再配置が必要と位置づけられた消防署所等の新築を含む。）を支援する。
- (2) 統合される消防本部を消防署所等として有効活用するために必要となる改築を支援する。

**【緊急防災減災事業債】**  
充当率100%  
交付税算入率 元利償還金の70%

###### ○一般事業（継続）

消防の広域化に伴う消防本部の整備を支援する。▶

**一般単独事業債 充当率90%（通常75%）**

##### 4. 消防指令施設（指令装置等）の整備（拡充）

国の周波数再編に伴い平成28年度までに完了する高機能消防指令センターで複数の消防本部が共同で整備するもの又は市町村の消防広域化に伴い整備するものの整備を支援する。

**【緊急防災減災事業債】**  
充当率100%  
交付税算入率 元利償還金の70%

##### 5. 消防車両等の整備（拡充）

広域消防運営計画等に基づく消防本部の統合による効率化等により、機能強化を図る消防車両等の整備を支援する。

##### 6. 国庫補助金の配分について（継続）

消防の広域化に伴う消防防災施設等の整備については、消防防災施設等整備費補助金の交付の決定に当たって、特別の配慮を行う。

※ 3～5の拡充分については、すでに広域化を行った市町村も対象

#### 都道府県分

##### 1. 消防広域化推進経費（拡充）

重点地域の指定や協議会への参画、調査研究、広報啓発等、都道府県がその役割を果たすための事業等を実施する体制の整備に必要な経費について普通交付税措置を講じる。

##### 2. 広域化対象市町村に対する支援に要する経費（新設）

広域化対象市町村に対する補助金、交付金等の経費について特別交付税措置を講じる。

※平成26年度以降の措置については、消防広域化重点地域に対するものに重点化するとともに、必要に応じて見直す予定。

### 2. 広域化の先進事例や具体的な調整事項のノウハウに関する情報提供

消防庁では、消防広域化推進アドバイザーの派遣や広域化した団体の先進事例集の提供、広域化に向けたノウハウを取りまとめたマニュアルの提供など、きめ細かな支援を行ってまいります。

#### 問い合わせ先

消防庁消防・救急課 清水  
TEL: 03-5253-7522